

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年10月1日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2000057 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2000050 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 事業所における共済組合員としての取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間について、請求者の A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 35 年 10 月 2 日から昭和 38 年 3 月 1 日まで

請求期間に A 社 B 事業所の C 部署において、D 職及び E 職として勤務したが年金記録がない。請求期間に勤務していたことが記載されている履歴カードを提出するので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社 F 事業として元 A 社職員の G 業務を行っている H 社及び請求者から提出された履歴カード並びに同僚及び H 社の回答により、請求者は、A 社 B 事業所 C 部署において、請求期間のうち、昭和 35 年 10 月 2 日から昭和 36 年 11 月 29 日までの期間及び昭和 36 年 12 月 1 日から昭和 37 年 12 月 29 日までの期間に D 職として勤務し、昭和 38 年 1 月 1 日から同年 2 月 28 日までの期間に E 職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、I 共済組合 (昭和 * 年 * 月までは J 共済組合) は、K 共済組合法 (昭和 * 年 * 月 * 日法律第 * 号) に基づき、役員及び職員は共済組合の組合員となるが、D 職及び E 職については共済組合の組合員とはならない旨回答しているところ、上述の履歴カード及びオンライン記録によると、当該回答のとおり、請求者は、A 社の職員になった昭和 38 年 3 月 1 日と同日に I 共済組合において組合員の資格を取得していることが確認できる。

また、H 社は、請求期間当時の厚生年金保険の届出、保険料の納付及び保険料の控除を確認できる資料を保管していない旨回答している一方、D 職及び E 職については、L 規程に基づき、昭和 * 年 * 月 * 日以降、地方機関等を厚生年金保険の適用事業所として厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、請求者の請求期間については、当該規程の施行前である旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、A社B事業所は、昭和*年*月*日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間に適用事業所であったことは確認できず、上述のL規程に基づいて適用事業所となったと考えられる。

加えて、オンライン記録により請求者と同日の昭和38年3月1日にI共済組合において組合員資格を取得していることが確認できる同僚から提出された履歴カードによれば、当該同僚がA社の職員となったのは、組合員資格を取得した昭和38年3月1日である上、職員となる前にD職及びE職として勤務した期間があるものの、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る共済組合員の資格及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において共済組合員であったと認めることはできず、また、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000059号

厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第2000003号

第1 結論

昭和27年9月1日から昭和37年5月16日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年9月1日から昭和37年5月16日まで

請求期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、受け取った覚えはないので、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社B工場を退職する際、事業所から厚生年金保険の脱退手当金について説明を受けた覚えはなく、脱退手当金は受給していない旨主張している。

しかしながら、請求者が勤務していたA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿の請求者が記載されているページ及びその前後各5ページに記載されている124名の女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年5月16日の前後2年以内に資格喪失している者31名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、請求者を含む29名に支給記録があり、うち請求者を含む28名が被保険者資格喪失後6か月以内に支給されていることから、当該事業所では脱退手当金の代理請求が行われていたことがうかがわれ、請求者についても、事業所による代理請求が行われた可能性は否定できない。

また、請求者の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年8月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。